

ちば北西部消防指令センター
(千葉県) の事例

目次

1.	消防指令センターの共同運用を実施している地域の地勢・概要	3
(1)	構成消防本部の人口、面積及び消防吏員数	3
(2)	地勢概要（地形、生活圏、医療圏等）	4
2.	共同運用を実施している消防指令センターの概要	5
(1)	共同運用開始日	5
(2)	設置場所	5
(3)	処理方式	5
(4)	共同処理する業務範囲	5
①	災害、その他の通報の受信及び出場に関する事	5
②	消防通信の運用に関する事	7
③	消防等の指令管制に関する事	8
④	関係機関との連絡調整に関する事	9
⑤	その他指令業務に関する事	10
(5)	消防指令システム概要	11
(6)	組織、配置人員、勤務体制、職員身分	11
①	組織	11
②	配置人員	11
③	勤務体制	12
④	職員身分	12
(7)	高度な運用	12
①	災害モード機能	12
②	災害地点直近選別方式	12
③	消防相互応援協定に基づく応援救急出場	12
(8)	消防団との連絡体制	12
(9)	市町村災害対策本部との連絡体制	12
3.	消防指令センターの共同運用実現までの手順の概要	13
(1)	検討経緯	13
(2)	検討体制	14
①	法定協議会設置前	14
②	法定協議会設置後	14
(3)	消防本部間の合意、首長の合意、議会手続き	14
①	法定協議会設置前	14
②	法定協議会設置	15
③	法定協議会設置後	15

(4)	消防指令センターの整備スケジュール	16
(5)	検討内容	16
①	運用開始年月日	16
②	設置場所	16
③	処理方式	16
④	共同処理する業務範囲	16
⑤	消防指令システムと消防救急無線設備の異メーカー接続対応	17
⑥	財源、経費負担割合、経費支出等	17
⑦	組織、配置人員、勤務体制及び職員身分	18
⑧	高度な運用	19
⑨	消防団との連絡体制	20
⑩	非常災害時における市町村災害対策本部との連絡体制	20
4.	新体制に移行するまでの具体的な手続き	21
(1)	例規関係の見直し及び運用方法の統一	21
①	例規関係	21
②	運用方法の統一	21
(2)	共同運用開始までの職員研修	21
(3)	住民への周知	21
5.	消防指令センターの共同運用による効果等	23
(1)	効果	23
①	整備費及び維持管理費の削減効果	23
②	業務集約による人員の効率化	23
③	応援体制の迅速化といった災害対応上の効果	23
(2)	課題	23

1. 消防指令センターの共同運用を実施している地域の地勢・概要

(1) 構成消防本部の人口、面積及び消防吏員数

(令和3年4月1日現在)

<10 消防本部合計>

構成消防本部の人口 : 2,565,118 人

構成消防本部の総面積 : 525.27 km²

構成消防本部の総消防吏員数 : 2,831 人

<消防本部別>

①松戸市消防局

人口 : 497,769 人

面積 : 61.38 km²

消防吏員数 : 508 人

⑥流山市消防本部

人口 : 201,982 人

面積 : 35.32 km²

消防吏員数 : 206 人

②市川市消防局

人口 : 496,842 人

面積 : 56.39 km²

消防吏員数 : 508 人

⑦八千代市消防本部

人口 : 200,447 人

面積 : 51.39 km²

消防吏員数 : 228 人

③野田市消防本部

人口 : 152,390 人

面積 : 103.55 km²

消防吏員数 : 187 人

⑧我孫子市消防本部

人口 : 130,316 人

面積 : 43.15 km²

消防吏員数 : 166 人

④習志野市消防本部

人口 : 176,240 人

面積 : 20.97 km²

消防吏員数 : 207 人

⑨鎌ヶ谷市消防本部

人口 : 110,024 人

面積 : 21.08 km²

消防吏員数 : 144 人

⑤柏市消防局

人口 : 428,396 人

面積 : 114.74 km²

消防吏員数 : 484 人

⑩浦安市消防本部

人口 : 170,712 人

面積 : 17.30 km²

消防吏員数 : 193 人

千葉県

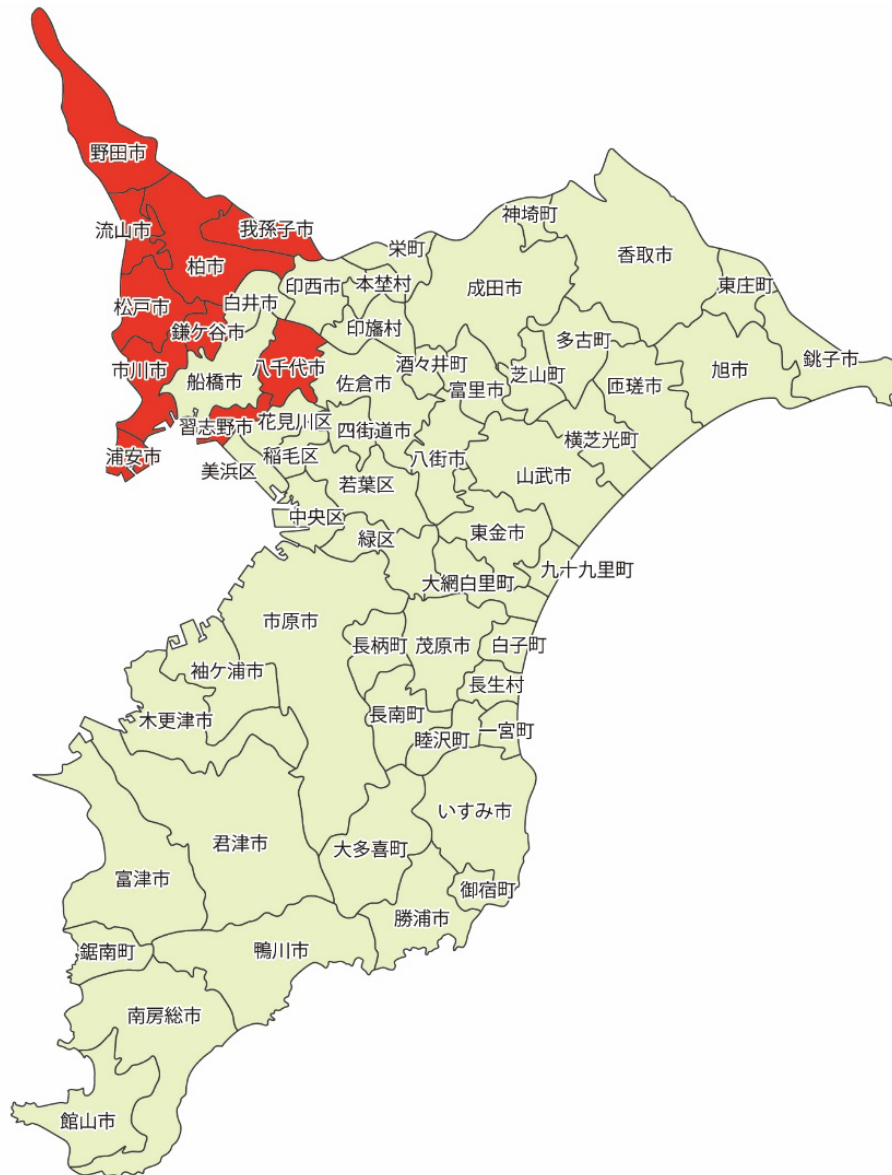


図 1 構成市町村

(2) 地勢概要（地形、生活圈、医療圏等）

千葉県北西部地域は、県内の総面積の約 9.8%ほどであるが、人口は約 250 万人で県内の総人口の約半分を占めており、都心のベッドタウンとして東京都内への通勤・通学者が多く在住し、県内でも都市化が進展している地域である。

また、東京都に隣接している千葉県北西部地域は、総武線、常磐線等の沿線に人口密度が極めて高い一方、江戸川、利根川、干潟など自然豊かな地域でもあり、県内の人口が集中しているため医療機関は充実しているほか、江戸川を挟んで湾岸地域は、工業地帯が広がり、商業施設や大型のアミューズメント施設が集まっている。

2. 共同運用を実施している消防指令センターの概要

(1) 共同運用開始日

平成 25 年 4 月 1 日（千葉県北西部ブロック第 1 期整備 構成 6 市）

令和 3 年 2 月 1 日（千葉県北西部ブロック第 2 期整備 構成 10 市）

(2) 設置場所

松戸市中央消防署内

(3) 処理方式

整備方式：協議会方式

管理運営方式：協議会方式

(4) 共同処理する業務範囲

① 災害、その他の通報の受信及び出場に関すること（○：主業務 △一部残余業務※）

※一部残余業務：共同指令センターを運用する上で、共同指令センター側で完結できない業務又は消防本部側も関与しなくてはならない業務（例えば 119 番通報訓練の受付では、消防本部側が市民や業者からの受付業務を行い、共同指令センターに周知する。その後、共同指令センターで実際に訓練通報を受信し、対応するといったもの。）

事務分掌細則	業務内容	指令センター業務					構成消防本部業務					担当課
		一般災害	風水害	特殊災害	震災	一般業務	一般災害	風水害	特殊災害	震災	一般業務	
119番通報の受付	固定電話・携帯電話・IP電話・PHSの受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	119番受信不能時(響落とし)の対応	△	△	△	△	-	○	○	○	-	-	警防・指令
	統計切断	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
119番ファクシミリ通報の受付(聴覚障害者等)	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	予防・警防・指令
	119番FAX通報の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	警防・指令
通信端末通報の受付(聴覚障害者等)	消防緊急WEB通報・NET119通報の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	福祉・警防・指令
	登録者のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	福祉・警防・指令
駅込み通報装置の受付	登録説明会の対応	-	-	-	-	△	-	-	-	-	○	福祉・警防・指令
	駅込み通報装置の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	警防・指令
緊急通報システム及び緊急通報装置の受付	緊急通報システムの受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	緊急通報装置の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	△	警防・指令
	登録者のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	福祉・警防・指令
消防機関へ通報する火災報知設備の受付	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	福祉・警防・指令
	消防機関へ通報する火災報知設備の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	予防・警防・指令
専用電話の受付	警察専用電話の受信	○	○	○	○	△	-	-	-	○	-	警防・指令
	ガス事業者専用電話の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	高速道路事業者専用電話の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
加入電話の受付	特殊レジャー施設専用電話の受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	訓練通報及び試験通報の受信	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	警防・指令
	加入電話の受信(指令センター専用)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	警防・指令
現認による受付	消防隊等現認による受信	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	救急・警防
	構成消防本部以外からの携帯電話119番受付転送	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	緊急通報受信時における口頭指導	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	救急・指令
ドクターヘリの要請	変更時のメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	救急・指令
	ドクターヘリ出場基準に基づく要請	○	○	○	○	-	-	-	-	△	-	救急・警防・指令
	変更時のメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	救急・警防・指令
ドクターカーの要請	航空特別応援実施要綱に基づく要請	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	救急・警防・指令
	変更時のメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	救急・警防・指令
	ドクターカー出場基準に基づく要請	○	○	○	○	-	-	-	-	△	-	救急・警防・指令
ラピッドカーの要請	変更時のメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	救急・警防・指令
	ラピッドカー出場基準に基づく要請	○	○	○	○	-	-	-	-	△	-	救急・警防・指令
	変更時のメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	救急・警防・指令
医師の要請	現場活動隊からの要請	○	○	○	○	-	-	-	-	△	-	救急・警防・指令

② 消防通信の運用に関すること (○：主業務 △一部残余業務)

事務分掌細則	業務内容	指令センター業務				構成消防本部業務				担当課		
		一般業務		震災		一般業務		震災				
		一般災害	風水害	特殊災害	震災	一般災害	風水害	特殊災害	震災			
無線規制	災害指令時の無線規制	○	○	○	○	-	-	-	△	-	救急・警防・指令	
	無線騒音時の無線規制	○	○	○	○	-	-	-	△	-	救急・警防・指令	
	災害複数発生時の無線周波数指定	○	○	○	○	-	-	-	△	-	救急・警防・指令	
	広域出場時の無線周波数指定	○	○	○	○	-	-	-	△	-	救急・警防・指令	
	共通波の運用(大規模災害時)	-	-	-	△	-	-	-	○	-	救急・警防・指令	
	消防救急デジタル無線システム障害時の無線規制	○	○	○	○	-	-	-	-	-	総務・救急・警防・指令	
	消防救急デジタル無線装置メンテナンス時の無線規制	-	-	-	-	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令	
	消防隊等への無線指令	○	○	○	○	-	-	-	△	-	警防・指令	
	救急隊への無線指令	○	○	○	○	-	-	-	△	-	救急・指令	
	消防団への無線指令	○	○	○	○	-	-	-	△	-	総務・警防・指令	
災害通報に対する無線指令	消防救急デジタル無線システム障害時の無線指令	○	○	○	○	-	-	-	-	-	総務・救急・警防・指令	
	消防救急デジタル無線装置メンテナンス時の無線指令	-	-	-	-	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令	
	消防隊等との無線運用	○	○	○	○	○	△	△	△	△	警防・指令	
	救急隊との無線運用	○	○	○	○	○	△	△	△	△	救急・指令	
	消防団との無線運用(消防団波除く)	-	-	-	-	-	○	○	○	○	総務・警防・指令	
	トクターヘリとの無線運用	○	-	○	○	-	△	△	△	△	救急・警防・指令	
	救急ヘリとの無線運用	○	-	○	○	-	△	△	△	△	救急・警防・指令	
	トクターカーとの通信運用	○	○	○	○	-	△	△	△	△	救急・指令	
	ラジッドカーとの通信運用	○	○	○	○	-	△	△	△	△	救急・指令	
	消防救急デジタル無線システム障害時の無線運用	-	-	-	-	-	△	△	△	△	総務・救急・警防・指令	
無線不感地帯における通信運用	消防救急デジタル無線装置メンテナンス時の無線運用	-	-	-	-	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令	
	消防隊等との通信運用	○	○	○	○	△	△	△	△	△	警防・指令	
	救急隊との通信運用	○	○	○	○	△	△	△	△	△	救急・指令	
	消防団との通信運用	-	-	-	-	-	○	○	○	○	総務・警防・指令	
	消防隊等との無線通話試験	-	-	-	-	-	-	-	-	○	警防・指令	
	救急隊との無線通話試験	-	-	-	-	-	-	-	-	○	救急・指令	
	消防団との無線通話試験	-	-	-	-	-	-	-	-	○	総務・警防・指令	
	無線運用時における通信用語の運用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	救急・警防・指令

③ 消防車の指令管制に関すること (○：主業務 △一部残余業務)

事務分掌細則	業務内容	指令センター業務				構成消防本部業務				担当課
		一般災害	風水害	特殊災害	震災	一般災害	風水害	特殊災害	震災	
出撃計画に基づく車両選別	災害通報に対する車両選別	○	○	○	○	-	△	-	△	警防・指令
	救急要請に対する車両選別	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・指令
	現場活動隊からの要請による車両選別	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・警防・指令
	災害通報に対する消防団の車両選別	○	○	○	○	-	△	-	△	総務・警防・指令
	システム障害時の車両選別	○	○	○	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令
	車両選別に関するメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	△	総務・救急・警防・指令
	災害通報に対する出場指令	○	○	○	○	-	△	-	△	警防・指令
	救急要請に対する出場指令	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・指令
	現場活動隊からの要請による特命指令	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・警防・指令
	消防団に対する出場指令	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・警防・指令
	応援協定に基づく応援指令(構成消防本部間)	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・警防・指令
	応援協定に基づく応援指令(構成消防本部以外)	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・警防・指令
	応援協定に基づく応援指令(気象悪化等)	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・警防・指令
	出場強化に基づく指令(消防団含む)	○	○	○	○	-	-	-	△	総務・警防・指令
順次連絡指令(消防団含む)	○	○	○	○	-	-	-	△	総務・警防・指令	
Eメール指令(消防団含む)	○	○	○	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令	
出場訓練指令(消防団含む)	○	○	○	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令	
システム障害時の出場指令	○	○	○	○	-	-	-	△	総務・救急・警防・指令	
出場指令に関するメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・救急・警防・指令	
順次連絡指令のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・警防・指令	
Eメール指令のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・警防・指令	
消防車等の車両動態管理(予備車両含む)	○	○	○	○	○	△	-	△	警防・指令	
救急車の車両動態管理(予備車両含む)	○	○	○	○	○	△	-	△	救急・指令	
消防団の車両動態管理	○	○	○	○	○	△	-	△	総務・警防・指令	
災害事業の管理(事業終了まで)	○	○	○	○	-	△	-	△	警防・指令	
救急事業の管理(事業終了まで)	○	○	○	○	-	△	-	△	救急・指令	
部隊管理(消防団含む)	○	○	○	○	△	△	△	△	総務・救急・警防・指令	
応援協定に基づく出場要請の受信(構成消防本部外)	○	○	○	○	-	△	-	-	救急・警防・指令	
応援協定に基づく出場要請の連絡(構成消防本部外)	○	○	○	○	-	△	-	-	救急・警防・指令	
応援協定に基づく出場要請の連絡(特別応援)	-	-	-	-	-	○	○	○	救急・警防・指令	
構成消防本部内における救急応援時の事前連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	救急・警防・指令	
構成消防本部外における救急応援要請の連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	救急・警防・指令	
システム障害時の事業管理及び部隊管理	○	○	○	○	○	△	△	△	救急・警防・指令	
車両に関するメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・救急・警防・指令	
部隊運用に関するメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・救急・警防・指令	
出場部隊への各種支援情報の提供(消防団含む)	○	○	○	○	○	△	△	△	救急・警防・指令	
病院選定(救急隊選定不能時)	-	-	-	-	△	○	○	○	救急・指令	

④ 関係機関との連絡調整に関すること (○：主業務 △一部残余業務)

事務分掌細則	業務内容	指令センター業務				構成消防本部業務				担当課			
		一般災害	風水害	特殊災害	震災	一般業務	一般災害	風水害	特殊災害		震災	一般業務	
情報収集及び伝達	気象情報の収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・警防・指令
	医療機関の情報収集及び伝達	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	救急・指令
	千葉県防災行政無線の受信	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	防災(高所)カメラの情報配信	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	警防・指令
	連絡報	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	総務・警防・指令
	災害発生時における市民への情報発信	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	災害発生時における市ホームページ等への情報発信	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	災害発生時における市民案内(テレガイド等)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	警防・指令
	関係機関からの問い合わせ(一次対応)	-	-	-	-	△	△	△	△	△	△	△	総務・救急・警防・指令
	Em-Netの受信	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	千葉県消防広域応援隊の出場部隊把握(情報収集)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	緊急消防援助隊の出場部隊把握(情報収集)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	追加・変更時のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・救急・警防・指令
	関係機関への連絡(緊急)	警察への連絡	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
電気事業者への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
ガス事業者への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
市・県水道局への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
鉄道事業者への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
高速道路事業者への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
海上保安庁への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
銚子地方気象台への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
特殊レジャー施設への連絡		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
国、県への災害即報(第一報)		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
消防職員への災害情報連絡(幹部等)		○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	総務・警防・指令
消防団員への災害情報連絡		○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	総務・警防・指令
市長部局への災害情報連絡		○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	総務・警防・指令
各災害事業に対する関係機関への連絡(委託業務)		-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	総務・救急・警防・指令
関係機関への連絡(事後)	追加・変更時のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	災害発生時における消防職員への事後連絡	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	-	総務・警防・指令
	災害発生時における消防団員への事後連絡	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	-	総務・警防・指令
	災害発生時における市長部局への事後連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・救急・警防・指令
災害発生時における各関係機関への事後連絡(委託業務等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	救急・警防・指令	
労働基準監督署への連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・救急・警防・指令	
追加・変更時のメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務・救急・警防・指令	

⑤ その他指令業務に関すること (○：主業務 △一部残余業務)

事務分掌細則	業務内容	指令センター業務				構成消防本部業務				担当課
		一般災害	風水害	特殊災害	震災	一般業務	震災	一般業務	震災	
システム維持管理業務	指令システムの障害対応(一次対応)	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・救急・警防・指令
無線維持管理業務	消防救急デジタル無線システムの障害対応(一次対応)	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・救急・警防・指令
	指令系・自動系メンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	救急・警防・指令
	住宅地図データメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
	道路地図等データメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
	地図データメンテナンス	-	-	-	-	△	-	-	-	警防・指令
	経路データメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
	住基・介護・障がい者等データメンテナンス	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
	目標物データメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
データメンテナンス業務	防火対象物データメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	予防・指令
	危険物施設データメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	予防・指令
	水利データメンテナンス(消火栓・防火水槽・排水栓)	-	-	-	-	-	-	-	-	警防・指令
	主要医療機関データメンテナンス	-	-	-	-	△	-	-	-	救急・指令
	医療機関データメンテナンス	-	-	-	-	△	-	-	-	救急・指令
	当番病院データメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	救急・指令
	AED設置場所データメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	救急・指令
	届出情報データメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-	予防・警防・指令
	発信者情報及び発信者番号の照会業務	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
指令関係事務	第三者通報調整事務	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
	指令に関する調査事務(国・県・他消防本部等)	-	-	-	-	△	-	-	-	総務・救急・警防・指令
統計関係事務	指令に関する統計管理	-	-	-	-	○	-	-	-	警防・指令
	統計に関する調査事務(国・県・他消防本部等)	-	-	-	-	△	-	-	-	警防・指令
予算・決算・監査関係事務	構成消防本部から依頼の予算資料の作成及び提供	-	-	-	-	○	-	-	-	救急・警防・指令
	構成消防本部から依頼の決算資料の作成及び提供	-	-	-	-	○	-	-	-	救急・警防・指令
	構成消防本部から依頼の監査資料の作成及び提供	-	-	-	-	○	-	-	-	救急・警防・指令
	視察研修の対応	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・警防・指令
	ちは北西部消防指令センターに係る研修	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・警防・指令
その他	各種会議の出席及び協力	-	-	-	-	○	-	-	-	救急・警防・指令
	報道対応(一次対応)	-	-	-	-	△	-	-	-	総務・救急・警防・指令
	関係機関からの問い合わせ(一次対応)	-	-	-	-	△	-	-	-	総務・救急・警防・指令
	その他指令官制担当に関する事務	-	-	-	-	○	-	-	-	総務・救急・警防・指令

(5) 消防指令システム概要



写真 1 指令センターの様子

消防指令業務共同運用に必要な設備・機器は、国庫補助制度に示されている「高機能消防指令センター総合整備事業」の機器を基本に、OA 処理等に必要な設備・機器及び大規模災害等に対応するためにデータ指令端末装置等を整備した。

- ・ 指令台 11 台（拡張機能有り）
- ・ 自動出動指定装置（二重化）
- ・ 指令制御装置（四重化）
- ・ IP119 回線数（第 1 ルート及び第 2 ルート合計 34 回線※コールバック回線含む）

(6) 組織、配置人員、勤務体制、職員身分

① 組織

協議会、幹事会、総務担当委員会及び担当調整会議により構成

② 配置人員

組織定数 66 人

日勤（センター長 1 人、副センター長 2 人、システム管理長 1 人、
システム副管理長 1 人、システム管理員 1 人）

隔日（指令管制長 1 人、副指令管制長 9 人、指令管制員 50 人）

※参考：令和 3 年中の総受信件数は 154,325 件

③ 勤務体制

3 部制

④ 職員身分

職員の身分を併有

(7) 高度な運用

特殊運用として以下の機能を実装している。

① 災害モード機能

自動出動指定装置に災害モード機能（風水害、震災及び特殊災害など災害状況にあわせた複数の出場計画プログラム）を実装し、柔軟な部隊運用を実施している。

② 災害地点直近選別方式

市内直近選別方式による自動出場を実施している（一部計画出場含む）。

③ 消防相互応援協定に基づく応援救急出場

救急応援を行う場合は、応援側消防本部における消防力の一定水準（救急隊残存数 8 割を保持）を条件に応援救急出場を実施している。

【条件】

通報内容から CPA（疑い含む）と判断し選別した結果、受援側消防本部の救急隊が到着に 15 分以上かかり、かつ当該災害地点に隣接した応援側消防本部から選別した救急隊の方が現場到着までの所要時間が短い場合は、災害地点に隣接した応援側消防本部から最も早く到着できる救急隊を選別し出場させる。

ただし、一定水準を下回っている場合でも応援救急の必要があると指令管制員が判断した場合は、応援側消防本部と調整を図り、出場指令を行う（救急隊ゼロ隊運用以外も含む）。

(8) 消防団との連絡体制

災害発生時の連絡方法は、消防指令管制システムの順次指令装置（音声合成による電話連絡）及び E メール指令装置（メール配信サービス ASP を使用）を活用し、消防団への連絡を実施している。

(9) 市町村災害対策本部との連絡体制

共同指令センターと市災害対策本部とは基本的に直接連絡することはなく、市災害対策本部との連絡は消防本部を経由して行う。

3. 消防指令センターの共同運用実現までの手順の概要

(1) 検討経緯

平成 17 年 7 月 15 日付け「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について」の通知を受け、千葉県では県内全ての消防長を委員とする「任意協議会」を設置し、任意協議会において消防救急無線を県域で整備すること及び指令業務を県内 2 ブロックとして検討を行っていくことを定めた「推進整備計画書」を策定した。



指令業務の共同運用については、広域化・共同化に関する専門的事項を調査・研究するための調整部会を設置し、管内に共同指令センターを設置する予定の消防本部 2 ブロックにおいて、それぞれ共同指令センターの整備に関する調査・研究を行い、「整備基本計画書」を策定した。この計画の位置づけは、県内を 2 ブロックに分け、共同指令センターの施設を整備するために策定したもので、消防救急無線のデジタル化と並行して運用面の調査・研究を行い、「運営計画書」を策定するとともに、各計画書に基づき計画どおりに整備を進め、平成 25 年度に県内 2 つの共同指令センターを運用開始した。



共同指令センター整備基本計画書に示された北西部共同指令センター整備基本計画書は、構成 11 消防本部が同時に運用開始する計画に至らず、平成 25 年度に参加可能な 6 消防本部を第 1 段階整備とし、令和 2 年度に残る 5 市が参加することで整備を進めるとされた。



北西部ブロックは第 1 期整備として、平成 25 年 4 月「6 市による共同指令センター」を運用開始し、第 2 期整備は平成 25 年度から 11 消防本部で調査研究を行い、平成 25 年度に運用開始するための同様の手順を踏み、1 市を除く構成 10 消防本部で令和 2 年度中の運用を目指し整備を進めるとされ、令和 3 年 2 月に「10 市による共同指令センター」を運用開始した。

【共同指令センター実現までの計画書策定経過】

共同指令センター実現までに様々な課題や協議事項があるため、決定した内容を計画書に整理し、段階的に計画書を策定することで、共同指令センターの運用を実現した。

(2) 検討体制

① 法定協議会設置前

- ・ 推進協議会（県主管課長・県内消防長で組織）
- ・ 調整部会（県主管課長・県内代表 5 消防本部主管課長で組織）
- ・ ブロック部会（ブロック構成消防本部主管課長で組織）
- ・ 担当者会議（ブロック構成消防本部主管課担当者で組織）



② 法定協議会設置後

- ・ 協議会（協議会構成消防本部の消防長で組織）
- ・ 幹事会（協議会構成消防本部の主管課長で組織）
- ・ 総務担当委員会（協議会構成消防本部の総務主管課長で組織）
- ・ 総括部会（協議会構成消防本部の主管課補佐・係長で組織）
- ・ 工事担当作業部会（協議会構成消防本部の主管課担当者で組織）
- ・ 法規担当作業部会（協議会構成消防本部の主管課担当者で組織）
- ・ 部隊運用担当作業部会（協議会構成消防本部の主管課担当者で組織）

(3) 消防本部間の合意、首長の合意、議会手続き

① 法定協議会設置前

法定協議会設置までは、以下の検討組織を設置し、ハード面及びソフト面の基本的計画書を策定した。この段階で共同指令センターに参画する意思を決定し、参画する消防本部は基本計画書について、首長の合意及び議会説明を実施するとともに、市総合計画等に事業を反映した。

ア 検討会等の設置

推進協議会

調整部会

ブロック部会

担当者会議

イ 消防長合意

「整備基本計画書」及び「運営計画書」推進協議会において全消防長合意

ウ 首長合意

「整備基本計画書」及び「運営計画書」を首長決裁にて全首長合意

エ 議会説明

参画する構成消防本部ごとに随時実施



② 法定協議会設置

「運営計画書」に基づき、参画する市の法務担当等と調整を図りつつ、協議会規約案を作成し、ブロック部会において協議会規約案を策定する。

策定された協議会規約案に基づき、参画する市の議会において議案提案し、参画する市の全ての議会において議決を得る。この時、地方自治法に基づき事務手続を同時進行で進め、参画する市が足並みを揃えるよう注意が必要である。

ア 首長合意

「協議会の設置協議書」、「協議会の会長及び副会長選任協議書」及び「協議会の設置届出書」を首長決裁にて全首長合意し締結。

イ 協議会合意（消防長）

「協議会の定数及び関係市の配分に関する協議書」を協議会で合意し消防長決裁にて締結。



③ 法定協議会設置後

法定協議会を設置した場合、地方自治法による共同処理組織である協議会が設置されることとなり、下部組織も含め設置し、整備及び運用開始に向け、協議を行う。

ア 検討組織

協議会

幹事会（設置の可否は構成消防本部との協議）

総括部会（設置の可否は構成消防本部との協議）

工事担当作業部会（設置の可否は構成消防本部との協議）

法規担当作業部会（設置の可否は構成消防本部との協議）

部隊運用担当作業部会（設置の可否は構成消防本部との協議）

イ 共同指令センター運用開始に必要な規程、設計、構築業務等

協議会において決定（法定協議会設置後は、基本的に首長の合意はないが、構成消防本部によっては首長の了承を得ている場合がある）

(4) 消防指令センターの整備スケジュール

整備スケジュールは以下のとおり（第2期整備）。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
調査・研究	→						
運営計画及び整備計画策定		→					
法定協議会設置・基本設計			→				
整備方法及び仕様書（共同整備部分）の作成				→			
共通仕様書（個別整備部分）及び その他必要な仕様書の作成					→		
システム構築						→	

(5) 検討内容

① 運用開始年月日

先行事例を参考に検討し、共同指令センターの整備に要する期間は、概ね5年から6年程度要すると判断し、運用開始年度から逆算し定めた。（協議が難航した場合も想定）

② 設置場所

共同指令センターについて受け入れ可能な消防本部を、構成消防本部内で協議し決定したが、千葉県北西部地域は設置場所に難航した。共同指令センターに必要な設置スペースの確保できる消防本部は、松戸市消防局以外にないことが明確となり、松戸市消防局に決定した。

③ 処理方式

共同指令センターの整備方式及び整備主体について、事務委託方式、共同設置方式及び協議会方式の3方式におけるメリット、デメリットを比較検討した。整備主体側の事務効率や構成消防本部のかかわりを鑑みると、構成消防本部がそれぞれ関与でき、負担も均衡する協議会方式が、事業を進める上で適当であり、整備主体については、共同指令センター設置場所となる松戸市消防局が代表消防本部として、事業を進めることが適当であった。

また、運営方式についても、整備と管理運営の方式が異なると、それぞれ新たな議会手続き等が必要となることから、協議会方式とすることが適当であるとなった。

④ 共同処理する業務範囲

共同処理する業務範囲の検討は、法定協議会設置前に一定の整理をすることで、法定協議会設置後の多大な事務の軽減及び消防指令管制システムの仕様への反映を見据え、早期に整理した。

千葉県北西部地域の共同指令センターにおける業務範囲の考え方は、共同運用により全ての指令業務を共同指令センターで行うのではなく、共同指令センターで行う業務と構成消防本部で行う業務とを切り分け、双方で連携して指令業務を行うことを基本としている。

切り分けは共同指令センターと構成消防本部に通常時の体制と有事の体制の 2 つの側面があり、それぞれ対応内容が変化するためである。2 つの体制に対してどのような業務が存在し、また構成消防本部が関与しなくてはならないのか、実務レベルまで掘り下げて切り分けを行う必要がある。例えば、「消防隊及び救急隊の部隊運用業務」では、通常時は共同指令センターで一括管理できるが、震災時など多数の緊急通報が入電する中、実際に全構成消防本部の部隊をコントロールできるのか、構成市には地域防災計画や震災時対応マニュアル等が存在し、共同指令センターの運用により市が管理する各種計画を容易に変更できるのかなど、一つ一つ掘り下げて検討している。

検討の結果、完全に業務範囲の線引きをせず、双方で連携して指令業務を行うこととし、業務連携のため、構成消防本部は部署を新設または業務移管などを行い、共同指令センターと密接な連携を行える体制を整備した。

⑤ 消防指令システムと消防救急無線設備の異メーカー接続対応

同ベンダーであったため、消防指令管制システムと消防救急無線設備の異メーカー接続は行っておらず、新たな費用等の発生はない。

⑥ 財源、経費負担割合、経費支出等

ア 財源

一般財源

共同指令センターに係る整備・機器は、全てリースにより整備。

イ 経費負担割合

<消防指令管制システム共同整備部分>

人口割 90%+均等割 10%

消防指令管制システム共同整備部分には共同運用を行う上で、自動出動指定装置（消防情報共有システム及び消防 OA システム連動プログラム等）、映像制御装置、情報管理システムなどのプログラム整備費が必要であり、その費用は「基本的な機能を実現するための各消防本部が一定の整備が必要な部分」として均等に負担する要素が、共同整備部分の総事業費のうち 10%を占めていること、消防力の整備指針において消防需要は人口により算定されており、通報件数についても人口に比例していることから、人口割 90%に均等割 10%を加えた割合比とした。

<消防指令管制システム個別整備部分>

各消防本部 100%

消防指令管制システム個別整備部分は、構成消防本部が個別で使用する部分であり、ほぼ 100%自管轄区域内の災害対応に使用する設備であることから、その費用を按分せず、各消防本部 100%の割合比とした。

<運営経費>

人口割 100%

消防指令管制システム整備後における共同整備部分の運用経費（保守費・回線費等含む）については、通報件数が人口に比例することなどを考慮して、人口割 100%での割合比とした。

※人口割負担は、平成 27 年国勢調査人口を基準（最新の国勢調査が公表された場合は見直し）

ウ 経費支出

会計処理の透明性を図るため、特定の幹事団体（松戸市）に対し、関係普通地方公共団体（構成市）が支出交付し、幹事団体（松戸市）の予算に計上し、協議会会長が関係予算の支出命令権の委任を受け、予算を執行する方法により支出している。

なお、本協議会では、構成市から納付される負担金の透明性を確保するため、松戸市が一時立て替えし、実績額が確定したものを後年度に納付する「後年度負担方式」を採用している。

⑦ 組織、配置人員、勤務体制及び職員身分

ア 勤務形態

2 部制、3 部制及び 4 部制を総合的に検討した結果、管理体制の強化が図られ、業務効率上で業務総合力が発揮でき、かつ、労務管理、経費の節減効果等のメリットが大きい 3 部制とした。

イ 指令管制員

勤務人員の算出条件を定め検討した結果、人口類似都市の夜間サイクルは労務管理を考慮した効率的な人員を配置するため 3 シフト制を採用していることから、3 シフト制とした。

次に、通報件数から検討した結果、共同指令センターの統計では、昼間の 8 時から 14 時の時間帯に 119 番通報が多く、夜間は 4 時から 5 時が最も少ない時間帯であり、構成消防本部の 119 番着信試算でも、時間帯別の件数も同様であると思慮した。

このようなことから、人口類似都市の夜間態勢、指令台運用、高機能な消防指令管制システムのサポートを考慮し、仮に夜間最小時間帯に多数の 119 番通報が入電したとしても、原則として 6 報までは同時受信できる態勢とし、他の夜間時間帯は 7 報まで同時受信できる態勢とした。

これにより、夜間通信態勢を 3 シフト制の 7 人－7 人－6 人を原則とし、労務管理を考慮して、1 部 20 人、3 部制であることから指令管制員を 60 人とした。

ウ 監理者及びシステム管理員

共同指令センターは構成消防本部から職員が派遣され消防指令管制業務を行うことから、統制する監理者の配置は必要不可欠である。また、共同指令センターには、指令システムの維持管理のほかに単独運用にはない協議会運営事務が発生するため、システム管理員を配置する。

同規模共同指令センターを参考にすると、監理者及びシステム管理員として 10 人程度配置しているが、北西部ブロック第 1 期整備の運用実績を踏まえると、6 人の配置が望ましく、人口類似都市と比較しても決して多くはなく、監理者及びシステム管理員を 6 人とした。

エ 職員身分

地方自治法上協議会は、法人格を有しないことから、自己の職員を有せず構成消防本部から派遣された職員をもってその事務を処理するものとされている。そのため、身分上の任免や懲戒分限等は、構成消防本部のそれぞれの任命権者で行うことが適当であるほか、財政上の効果として、派遣元の身分を有したまま、その事務を処理することができるため、新たな人件費の負担がないなどの理由により、職員の身分取扱いを併有とした。

⑧ 高度な運用

特殊運用として以下を検討した。

ア 災害モード機能

消防指令管制システムの仕様を作成する前に、単独運用及び現共同指令センターの課題を抽出した結果、救急隊欠隊、感染症、風水害、震災など社会情勢の変化や災害の多様化など、柔軟に対応できる部隊運用を新たに構築し、共同指令センター完結型から共同指令センターと構成消防本部の連携型にシフトした。

イ 災害地点直近選別方式

当初から構成消防本部内では災害地点直近選別方式を採用していたため、検討を実施していない。

ウ 消防相互応援協定に基づく応援救急出場

旧共同指令センター（千葉県北西部ブロック第1期整備 構成6市）において、既に消防相互応援協定に基づく特別応援出場を実施しており、共同指令センターの運用効果として、検討することなく実施することとした。

なお、既存の消防相互応援協定は、市によって相違があったため、雛形を作成し、全ての構成消防本部で再締結した。

⑨ 消防団との連絡体制

ア 消防指令管制システムの順次指令装置（音声合成による電話連絡）

旧共同指令センター（千葉県北西部ブロック第1期整備 構成6市）において、既に順次指令装置を活用した消防団との連絡体制を確立しており、共同化後も引き続き実施することとした。

なお、順次指令装置は、INS 回線を使用した電話連絡のため、整備する回線数の限界と震災時に使用できないことを踏まえ、実施する構成消防本部は任意とした。

イ Eメール指令装置（メール配信サービス ASP を使用）

旧共同指令センター（千葉県北西部ブロック第1期整備 構成6市）において、既にEメール指令装置を活用した消防団との連絡体制を確立しており、共同化後も引き続き実施することとした。

なお、Eメール指令装置からメール配信サービス ASP を活用することで、共同指令センターだけでなく構成消防本部から任意にメール配信を可能とするため、新たにメール配信サービス ASP を導入した。

⑩ 非常災害時における市町村災害対策本部との連絡体制

共同指令センターと非常災害時における市町村災害対策本部と連携した運用がないため、検討を実施していない。（共同指令センターと市町村災害対策本部は、各消防本部を経由して連絡している。）

4. 新体制に移行するまでの具体的な手続き

(1) 例規関係の見直し及び運用方法の統一

① 例規関係

共同指令センター運用開始1年前までに、共同指令センターの運用に関する規程・要綱・要領・マニュアル等を協議会において策定しておき、共同指令センターの運用に沿って構成消防本部の例規改正を実施した。なお、構成消防本部の例規改正は、少なくとも1年間の猶予が必要である。

② 運用方法の統一

ア 災害種別

共同指令センターにおいて災害種別が複数存在すると、指令管制員に混乱が生じるため、災害種別を統一する必要がある、特に災害出場計画に関する内容は協議が難航する。このため、特定の消防本部の災害種別を採用せず、新たな災害種別を提案し、統一を図った。

イ 無線運用

共同指令センターは、多数の災害事案・救急事案を扱うため、統一した最低限の無線交信により運用することで、業務の効率化を図った。

ウ 無線用語

無線用語についても、複数存在すると指令管制員に混乱が生じるため、無線用語を統一する必要があるが、共同指令センター運用開始前に県内で無線用語が統一されていたため、検討を実施していない。

エ 口頭指導プロトコール

口頭指導プロトコールの統一は、共同指令センター設置代表消防本部が管轄しているMC協議会に対し、共同指令センターにおける運用の趣旨を説明し、統一するようアプローチを行い、口頭指導プロトコールを統一した。

(2) 共同運用開始までの職員研修

運用開始までの指令管制員の研修は、概ね運用開始4ヶ月前から研修を行い、共同指令センター内においてマニュアル等に基づき実施した。なお、研修内容は、主に指令台実機を活用し、基本操作、応用操作及び部隊運用の習熟訓練を繰り返し実施した。

(3) 住民への周知

住民への周知は、市広報誌及びホームページを活用し周知するとともに、共同指令セン

ター運用開始後はパンフレットの配布、ポスター掲出及び共同指令センターホームページ開設を行った。なお、オープニングセレモニーを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、中止とした。

5. 消防指令センターの共同運用による効果等

(1) 効果

① 整備費及び維持管理費の削減効果

共同運用による費用対効果について、システムは整備費・保守含めた10年スパンのリースであり、また保守については流動的であることから正確な金額は算定できないが、単独で整備した場合と比較して約20%から30%の削減効果が得られると推定される。

② 業務集約による人員の効率化

共同運用による人員の効率化は、構成消防本部で異なるが、松戸市消防局の場合は単独運用時の指令要員が24名だったところが、共同化により指令要員が13名となり、11名の人員を他部署に配置できた。

③ 応援体制の迅速化といった災害対応上の効果

共同指令センターのメリットを活かした近隣市との消防相互応援に迅速に対応できている。事例としては、市境の重篤な救急事案に、他市消防本部の救急隊が松戸市に出場し救命措置が迅速に行われたほか、他市の高層ビル火災に松戸市消防局の梯子車が出場し災害活動を行うなどの実績がある。また、昨今では新型コロナウイルス感染が増加したことから、救急隊ゼロ隊の時間帯が多く、この空白の時間を救急応援することで、市民サービスの向上に寄与している。

(2) 課題

共同指令センターは、構成消防本部からの派遣職員により運用するため、一定期間での人事ローテーションが行われ、ちば北西部消防指令センターでは毎年3割の派遣職員の入れ替えを行う。このため、指令管制員の技術的な維持が課題であり、部によって習熟に濃淡が発生することから、一定水準を保つ必要がある。

対策として、整備当初から訓練台を整備し、運用開始後も随時研修を実施できる環境を確保しているほか、構成消防本部においても随時使用できるよう人材育成に力を入れている。